

川田議員事務所からの資料請求に対する回答 [コメント付]

平成19年1月21日

原子力安全・保安院

資源エネルギー庁

A. 経済産業省への質問

1. 原子力安全保安院核燃料サイクル規制課金城課長補佐から「法律に則り監視しています」という回答がありました。これに関連しての質問

(答)

当方からは、日本原燃（株）の放射性物質の海洋放出等に解しては、保安規定に明記された放出管理目標値を上回らないよう運転しているか、現地保安検査官も含めしっかりと監視しており、その保安規定については、法令で遵守義務を課している、と説明を行ったところです。その説明を踏まえて、いただいた質問に答えると以下のとおりです。

問1 再処理工場から海洋への放射能放出について各核種毎の放出口での濃度規制はあるのか、ないのか、放射能の総量規制はあるのかないのか。あるのならばその法律の名称と条項をお知らせ下さい。

(答)

再処理工場における放射性物質の海洋放出については、以下の規定に基づき、濃度限度ではなく、放射性液体廃棄物の海洋放出に起因する線量限度による規制を行っています。

- ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という）  
第48条第1項
- ・ 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という）第16条第7号
- ・ 核燃料物質の加工の事案に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示第9条  
第3項

さらに、事業者は、以下の規定に基づき、放射性物資の放出管理目標値を保安規定に定めています。この保安規定は、経済産業大臣の認可を受けており、これを遵守する義務があります。

保安規定の遵守状況については、現地保安検査官により定期的に確認しているところです。

- ・ 原子炉等規制法第50条第1項、第4項及び第5項
- ・ 再処理規則第17条第1項

なお、再処理施設から海洋に放出される放射性物質は、原子炉等の場合に比べて核種が多様であること等を考慮し、放射線審議会からの答申を踏まえ、上記法令では、実効線量について3ヶ月につき0.25ミリシーベルトの線量限度（年間1ミリシーベルト）を用いて規制しています。さらに、保安規定に定めている放出管理目標値については、これを用いてその実効線量を算出すると年間約0.022ミリシーベルト（大気放出分も含む）となり、法令による線量限度の約50分の1となっています。

[コメント]

放射能の海洋放出に際しての放出口濃度限度はないことを認めております。しかし「海洋放出に起因する線量限度による規制をしています、それは実効線量について3ヶ月について0.25ミリシーベルトの線量限度を用いて規制しています」と答えています。このことについて次の問2で「どの地点で測定しているのですか、そこでは海洋起源か大気起源かどのように判断しているのか」との間に答えていません、答えられないのです。これは海洋に放出して陸上で測定していること、そのため測定値が海洋からの放射能であると断定できないからです。測定点などあいまいな法律でありこれでは監視できません。加えて3ヶ月の累積線量での規制でありリアルタイムで取り締まりできません。

事業者は放射能の放出管理目標値を「保安規定」に定めており、これを遵守させており、これから計算すると周辺住民の被ばくは年間0.022ミリシーベルトとなり安全だ、という論です。

この放出管理目標値は使用済み核燃料800トン中に含まれる放射能をもとに算出したものでありトリチウムやクリプトン85、炭素14については全量放出の数値で、人々の生活・健康や海洋・大気などの環境を守るためのものではありません。再処理工場の技術的から算出したものです。それを総量規制があるとして人々をごまかしているのです。

ちなみに大気へ放出されるクリプトン85は現在の大気中濃度は1m<sup>3</sup>中2ベクレル程度含まれています。しかるに基準値は工場周辺のモニタリングポストで1m<sup>3</sup>中10万ベクレルと5万倍になっています、それも3ヶ月の平均値です。あまりに緩い基準です。大気放出については海洋放出と違い原発も再処理工場も放出口規制はなく、周辺監視区域外での着地濃度で規制されています。

まとめ \*\*\*\*\*

- ・ 原発では廃液について放出口で放射能放出濃度規制があるが、再処理工場では濃度規制がなく垂れ流しが容認されている。国内で地域差別的放射能放出の二重規制が行われている。
- ・ 放出管理目標値は再処理工場の技術にあわせて事業者が設定したもので、人々や環境のための規制値ではない。(海へ一般人年摂取限度の3億3千万人分、空へ4000万人分放射能放出)
- ・ 線量限度3ヶ月0.25ミリシーベルトは陸上で測定している、しかも海洋と大気など込みにした測定値であり全く無意味である。海洋放出は海中で連続測定しなければ監視にならない。
- ・ このように法律が整備されていないのに厳重な監視ができるはずがない。

\*\*\*\*\*

問2 海洋放出放射能について、法律に違反しているのかどうかについて、六ヶ所周辺のどの地点でモニタリングしているのでしょうか。それは海洋起源の汚染か大気起源の汚染かどのように判断するのでしょうか。もし法律違反の数値が検出された場合の罰

則はあるのでしょうか、お知らせ下さい。

(答)

放射性物質の海洋放出に際しては、事業者は定められた線量限度を超えないことはもとより、放射性物質の放出量が放出管理目標値を超えないよう管理している。この放出管理目標値は、保安規定に定められており、その遵守状況については現地保安検査官により適宜確認されているところ。

保安規定等に解する参照条文については、上記問1の答を参照のこと。

[コメント]

海洋放出をし、モニタリング地点はどこかの問いに、答えていません。陸上で行っているから答えられないのです。しかも、その数値を見ても海洋起源か大気起源か区別をつけようがありません。これでは、海洋汚染の監視はできません。

法律違反の数値が出た場合について罰則があるのかどうかについて答えていません。基準を確認すると、よほどの大事故でもおきない限り基準をオーバーすることはないと言える値が設定されているのです。

問3「管理目標値」とは法律で定められているものなのですか、どのような法的根拠があるのでしょうか。違反した場合に罰則はあるのでしょうか。

(答)

放出管理目標値については、保安規定に記載されており、再処理施設から発生した放射性廃棄物を放出する場合、放出管理目標値を超えないようにする旨記載されている。

保安規定等に関する参照条文については、上記問1の答を参照のこと。

[コメント]

管理目標値は事業者が申請するものですが「保安規定」の形で法律の管理下にあることが確認されました。目標値を違反した場合の罰則については答えていません。原子炉等規制法第46条の7では、保安規定を遵守しない場合は(事業の指定の取消)があると記載されています。しかし、あまりに緩い基準であり、事故以外で基準をオーバーすることは考えられません。1. 問1のコメントも参照してください。

2. 資源エネルギー庁田岡課長補佐から「国がきちっとした審査を行い推進してきた政策だ」という回答がありました。これに関連しての質問です。

問1 平成元年の再処理工場建設計画時点における原子力安全委員会やその他認可に係わる委員会や平成17年度の原子力政策大綱策定会議での審議内容についてお尋ねします  
審議で、再処理工場からの放射能の環境放出について、海洋環境への放射能が3億3000万ミリシーベルト、大気へは4000万ミリシーベルト(クリプトンは除く数値)放出するという申請書(申請ではベクレル表示だけ)の内容について、局辺住民の健康や生活、そして海洋生態系の保護を考えた協議がなされたのでしょうか。その事議会議名称、日付、委員名

と審議内容の議事録を示し公開して下さい。

(答)

新計画策定会議は原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画を策定する会議であり六ヶ所再処理工場の申請書についての審議は行っていません。なお、同会議における審議の結果取りまとめられた「原子力政策大綱」を参考として添付します。

日本原燃株式会社六ヶ所再処理・廃棄物事業所における再処理の事業の指定申請については、再処理施設安全審査指針（昭和 61 年 2 月 20 日原子力安全委員会決定）に従って、同社が提出した再処理事業指定申請書及び同添付書類（平成元年 3 月 30 日付け申請平成 2 年 10 月 10 日付け、平成 3 年 5 月 15 日付け、平成 3 年 7 月 30 日付け、平成 4 年 7 月 3 日付け及び平成 4 年 11 月 16 日付け一部補正）に基づき、旧科学技術庁が審査し、その審査結果については、原子力安全委員会と原子力委員会でダブルチェックが行われることとなっており、当該再処理事業に関しては平成 3 年 8 月 22 日付けで内閣総理大臣から原子力安全委員会に諮問。原子力安全委員会における審議内容の議事録等につきましては、原子力安全委員会にお問い合わせ下さい。

[コメント]

国が厳重な審査を行い、再処理工場建設に許可を与えたのかの問です。申請書は放出放射能の核種について年間の放出ベクレル数値を並べていますが、これを生物への影響であるシーベルト単位で検討し、これが海洋生態系や周辺住民への影響について厳密な検討をしてきたのか知りたかったのですが、この点については原子力安全委員会に問い合わせたいと逃げています。

海へ 3 億 3 千万ミリシーベルト、空へ 4000 万ミリシーベルトもの大量な放射能を放出する計画になぜ許可を与えたのか。(7 千ミリシーベルトが急性致死量の下限值です)  
平成 3 年時諮問された原子力安全委員会での審議内容や委員名を確認したいと思います。

問 2 当日配布された PR パンプの中で周辺住民の受ける被ばくは年に 0.022 ミリシーベルトであり安全だというイラストがありました。この計算方法はさまざまな仮定に基づくものと聞いています。この値が真実だという根拠を示して下さい。計算方法を詳しく公開してください。アクティブ試験後の周辺住民の被ばくの実際はどのようになっているのですか。計算根拠とともに年被ばく量と計算値を示して下さい。

(答)

参考資料参照

「六ヶ所再処理工場から放出される放射性物質に起因する一般公衆の線量評価結果（安全審査）」工場周辺で暮らす人が受ける線量は、様々な影響の可能性を足しあわせても年間約 0.022 ミリシーベルトである（別紙）

[コメント]

この 1 枚の参考資料では、どのような仮定が用いられたのか、計算方法など全くわかりま

せん。また、アクティブ試験中における実際の被ばくについて答えられていません。

さまざまな仮定の一つとして、海藻中のヨウ素の濃縮係数を原発周辺海域で用いられている値の2分の1の数値を用いていることがわかっています。仏ラ・アーク周辺海域の海藻のヨウ素濃縮実測値は六ヶ所の濃縮係数の1.2倍を示しているのです。そして、現在原燃は海藻の放射性ヨウ素の分析をしていません、意図的に不都合な測定をやらないで済まそうとしています。

このような重要な測定をせずに周辺住民の被ばくを推測できません。したがって実際の被ばくはどうなっているかについても答れないのです。

3. 当日配布された PR パンプの中でトリチウム、クリプトン 85、炭素 14 は全量放出で周辺住民の被ばく評価がなされています。放射能の全量放出を国民の健康や生活を守る国が許可することは東北地方の人々を主とする国民への背信行為ではないでしょうか。放射能は工場内で除去すべきであり、そのための除去装置を設置させるのが国の務めではないでしょうか。水俣病も早期に水銀を除去させておれば、被害を拡大せずに済んだのではないのでしょうか。過去の過ちを教訓にするべきと思いますが見解をお知らせ下さい。

(答)

再処理施設の安全性については、事業者からの申請書に基づき、法令等で定められた手続に則って、審査を行い、その結果、法令で定める安全基準等は十分満たしていたので、事業指定をしたところです。放射性物質に関する取扱についても、経済産業大臣の認可を受けた保安規定で定められた放出管理目標値を設け、それを下回るよう適切に管理が行われています。

[コメント]

行政が法令に則って監視しても発生し被害が拡大したのが水俣病だったはずですが。薬害問題にしても法令等に則り審査などを実施したにも係わらず多くの人々へ被害を与えています。放射性物質は微量でも危険であることが世界的な定説です。上記三核種については環境へ全量放出を前提とした管理目標値であり、これを認可することは放射能の危険性からして許されることではないのです。まさに東北の人々への背信行為であり、過去の行政責任が問われる悲惨な教訓から学ぼうとしない姿勢は無責任としかいいようがありません。

4. その他

問1 漁民、サーファーや釣り人、海岸を利用している人々にとり放射能の海洋での拡散状況がどうなっているのか真実を知らせるべきだと思います。海洋へ大量のトリチウムを放出して1年半が経過しています。実際に放出しておいて海洋でのトリチウムの拡散状況のデータがまだ公表されていません。公開し安全を示すべきではないでしょうか、データを示して見解をお知らせ下さい。

(答)

六ヶ所村の再処理施設については、現在、安全性を確認しつつ、段階的に試験運転を行っているところです。その試験運転の結果については、適宜、事業者から報告を受け、環境への放出放射エネルギーも含め、原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）としても確認を行っているところです。

保安院としては、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に異常が認められていないことや、年間の値としてみても保安規定において規定する放出管理日標値未満であることから、適切に放射性物質の放出管理がなされているものと認識しています。

なお、保安院の確認結果等については、公開の場で審議を行っている総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会核燃料サイクル安全小委員会においても確認が行われており、資料等については、速やかに公開しているところです。

#### [コメント]

「適切に放射性物質の放出管理がなされている」とし、大量に放出しているトリチウムの海洋拡散の実態はどうなっているのか肝心な問に答えていません。

広く海洋へ拡散したのか、海岸線に沿って流れたのか、季節変動があるのかなど具体的な数値で示し、その安全性を示すことが人々を納得させる一番良い方法です。

このことをいまだ明らかにしないことは、原燃や国にとり不都合な事実があり公表できないのではないかと疑念が深まるばかりです。「資料等については、速やかに公開しているところです」と答えていますが、肝心なものはこのように公開せず「安全だ」と強弁しています。

問（2）放射能の海洋への放出日や時間をリアルタイムで公開すべきではないでしょうか。日本原燃へ指導するつもりはありませんか。

（答）

放射性物質の放出日等放出状況については、日本原燃（株）がホームページにおいて公開しており、現時点において、ご指摘のような指導を行う考えはありません。

#### [コメント]

放射能の海洋投棄日は1ヶ月後の月末にHPで公開されています。しかし、六ヶ所沖で遊泳するサーファーや釣り人、海岸で遊ぶ人、漁民たちにとって、その日が放流日で何時から流されているのかわかることは大切なことです。本格操業になれば1日おきに毎回約600m<sup>3</sup>の廃液が6時間ほどかけて投棄されるのです。このようなリアルタイムの情報公開は是非とも必要なことです。このような事実を直視していかなければならない時代になってしまいました。

問3 各種委員会の委員の人はどこでどのように任命しているのですか。官庁や業界に都合のよい人を選択して任命しているように思えてなりません。原子力関連の審議委員は関連業界や関連機関や関連大学の人たちが大半を占めています。人々の健康や生活を大切に訴えている代表委員があまりに少ないのではないのでしょうか。審議委員の大半は学

者も含め消費者団体や市民団体に推薦を依頼すべきではないのか。業界団体は参考人として意見を聞く程度にし、委員を辞めてもらってはどうか。

(答)

原子力に係わる内容については、主に、総合資源エネルギー調査会の下に置かれた部会、又は、その下に置かれた小委員会やWG等で検討がなされているところです。

これらを構成する委員等については、総合資源エネルギー調査会令第3条第1項において、「委員及び臨時委員は学識経験のある者のうちから、経済産業大臣が任命する」ことと、第2項において「専門委員は、当該専門の事項に関し、学識経験のある者のうちから、経済産業大臣が任命する」こととされており、所属組織に関わらず、学識経験者から適切に選任がなされています。

[コメント]

原子力に係わる審議は経産省総合資源エネルギー調査会、原子力安全・保安部会の基に15の小委員会、2つの検討会1つの調査委員会がありさらに、その下に多くのワーキンググループが配置されて行われています。部会長は国際基督教大学院村上教授で、21名の委員がおり、中には日本原燃副社長や東電副社長そして日本原子力研究開発機構関係者2名、日本アイソトープ協会、原子力安全基盤整備機構からの委員がいます。中には消費者団体を代表する形で秋葉氏、長見氏が名を連ねていますが消費者の声は届いているのでしょうか。各種審議会などの委員は行政にとって都合のよい人を選任する傾向が強く、批判的な立場の人を委員から排除してきました。しかし、利権がらみの人ではなく、人々の幸せを考える委員を選任すべきです。本来国は人を幸せにするために存在するのですから。

原子力に関し審議する小委員会などを見て、驚くことはその中に、環境や人々の健康や生活を守るための委員会が全く見あたらないということです。放射性物質を環境省環境基本法の監視対象からはずしたのならば、それに代わる機関で監視なされなければなりません。このような審議機関が一切ないということが放射能放出基準など場当たりでいい加減なものにし、環境基準、食物摂取基準など未だ制定できない原因なのです。

問4

再処理を推進する経済産業省が、人々の健康、生活を最優先する放射能の監視ができるのでしょうか。

放射能監視行政が「環境の世紀」が始まった今、いまだ人々の健康や生活よりも再処理事業を優先する監視体制になっているのではないのでしょうか。放射能の監視は法改正をし環境省に委譲してはどうでしょうか。

(答)

1, 再処理施設の放射線に対する安全性については、原子炉等規制法に基づく事業指定の際の安全審査において、原子力安全委員会が定めた「再処理施設安全審査指針（昭和61年2月20日 原子力安全委員会決定）」に基づき、平常時における再処理施設から環境への放

放射性物質の放出等に伴う一般公衆への線量が、法令に定める線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り低いことを事業者からの申請書に基づいて国は審査することにより、安全性を確認しています。

2. 事業指定後も、運転中にあつては、原子炉等規制法に基づき保安規定に放出管理目標値及び当該目標値を超えないことを定め、事業者が保安規定を適切に運用しているかの遵守状況については、再処理施設に常駐している原子力保安検査官が四半期毎の保安検査等において適切に確認しています。
3. また、事業者に対して、原子炉等規制法に基づき、海水、海産生物、空間放射線等の環境放射線モニタリングを実施し、施設からの放射性物質の影響を確認すること、保安院に報告することを義務付けており、保安院では、報告された結果が妥当であることを分析・評価し、その結果を公表しています。
4. このように、再処理施設の建設から運転までの安全規制に加え、放射線に係る監視などを一貫して行っており、更に、これらの対応について、原子力安全委員会に報告しダブルチェックを受けています。保安院としては、今後とも放射線に対する安全性の確保に万全を期するよう事業者を指導するとともに、放射線の監視を適切に実施してまいります。

#### [コメント]

「法令に定める線量限度や管理目標値を超えないことを確認してきた」だから安全と主張を繰り返しています。しかし、この線量限度は測定地点も明らかにしていませんし、管理目標値は放射能全量放出（三核種）の基準であることは明らかなものです。

「原子力の研究、開発及び利用を推進する」原子力基本法に則り原子力を推進する経産省が規制業務も行っていることによりこのような事業者優先の規制になっているのです。「人の健康を保護し、生活環境を保全する」ことを目的とする環境基本法の監視対象に放射能も加えるべきです。環境省が放射能基準を設定し、計測する、環境アセスメントを実施し公開するなど監視業務を行うことが最も有効な解決法でしょう。従来通りの経産省に任せておいては環境が悪化するばかりです。

問5 再処理はやめて、米、独、北欧のように乾式保管をする選択を再度検討するわけにはいきませんか。

(答)

核燃料サイクルを含む原子力の推進は、エネルギー資源に乏しい我が国にとって、エネルギー安全保障や地球環境問題を一体的に解決する要であり、平成17年10月に閣議決定された「原子力政策大綱」(原子力委員会)において、基本方針として推進することが再確認されました。同大綱の策定に当たり、原子力委員会では、全て公開の下、18回、5時間にわたり徹底的に議論が行われ、全量再処理、部分再処理、全量直接処分、当面貯蔵の4つの基本シナリオについて、エネルギーセキュリティ、経済性、技術的成立性等10項目の視点から総合的に評価が行われました。さらに、国民の各界・各層や、地元からの意見を聞く会も20回以

上開催されています。

その結果再処理路線では、直接処分路線に比較して、経済性の面では劣るものの、エネルギーセキュリティ、環境適合性、技術的選択肢の確保という観点における将来の不確実性への対応能力等の面で優れていることなどから、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することを基本方針としたものと承知しています。

さらに、平成 19 年 3 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」においても、「国の基本方針として、核燃料サイクルを推進する」とされています。

経済産業省としては、この基本方針を踏まえつつ、安全の確保を大前提に立地地域を始めとする国民の皆様の御理解と御協力を得るための様々な取組を行ってまいります。

#### [コメント]

再処理による放射性廃棄物による環境汚染などの負の側面を真剣に検討せず、エネルギー政策の側面から検討し全量再処理推進の方向を選択してしまった我が国です。そもそも審議の過程で再処理するとトリチウムやクリプトン 85、炭素 14 を全量環境へ放出するということが話し合われたのでしょうか。最も心配な環境汚染について論じられず、もちろん環境アセスメントもなしに再処理推進ありきとはこの「環境の世紀」に逆行する方向になっています。

国策だからといって放射能を環境にまきちらして良いわけがありません。少なくとも、放射能を除去しなければ、このような再処理技術を推進してはいけません。

私たちは現在の利便のため、未来を担う人々へ、汚染された環境を引き継ぎたくありません。そのような選択をしてはいけません。

#### (参考)

##### 1. 原子力政策大綱（抜粋）

我が国における原子力発電の推進に当たっては、経済性の確保のみならず、循環型社会の追究、エネプレギー安定供給、将来における不確実性への対応能力の確保等を総合的に勘案すべきである。そこで、これら 10 項目の視点から各シナリオの評価に基づいて、我が国においては、核燃料資源を合理的に達成できる限りにおいて有効に利用することを目指して、安全性、核不拡散性、環境適合性を確保するとともに、経済性にも留意しつつ、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用することを基本方針とする。

##### 2. エネルギー基本計画（抜粋）

原子力発電については、安全確保を大前提に、今後とも基幹電源として位置付け推進する。その際、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用する核燃料サイクルは、供給安定性に優れる原子力発電の特性を一層向上させるものであり、国の基本方針として、核燃料サイクルを推進する。